

学校保健安全法に定める学校感染症

2019年11月改定

	感染症名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群 (SARSコロナウイルスであるものに限る)	
	中東呼吸器症候群 (MERSコロナウイルスであるものに限る)	
	特定鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9)	
第2種	インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び 新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	水痘 (水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	風疹 (三日ばしか)	発疹が消失するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	